



所得税法改正案の可決 – 源泉徴収制度の最適化

源泉徴収義務者の権益保護を促進し、源泉徴収制度を最適化するため、財政部は「所得税法」の一部条文改正草案を作成し、2024年7月15日付で立法院にて可決されました。今回の「所得税法」の改正要点は以下の通りです。

一、源泉徴収すべき所得範囲の改正：行政法人、信託行為の受託者が信託財産の管理・処分により源泉徴収範囲に属する所得を給付した場合、規定により源泉徴収しなければならない。（改正条文第88条）

二、源泉徴収義務者（源泉徴収票及び源泉徴収免除票の記入義務者）の範囲の改正：法改正前の源泉徴収義務者は所得を給付する事業の責任者、機関団体の源泉徴収事務担当者等の自然人であった。法改正後の源泉徴収義務者は所得を給付する事業者、機関、団体等自身となる。（改正条文第89条）

三、非居住者の源泉徴収期限の延長：台湾内に居住しない個人又は台湾内に固定営業場所を有しない営利事業者の源泉徴収範囲に属する所得について、源泉徴収義務者の税金の代行控除日から起算して10日以内に連続3日以上の上定休日がある場合、源泉徴収税の納付、源泉徴収票の申告及び交付期限を5日間延長する。（改正条文第92条）

四、源泉徴収票の作成又は交付に関する違反・罰則の改正：期限内に事実により源泉徴収票を作成又は交付しない場合の罰則について、現行では、給付額又は源泉徴収税額の「固定」金額又は「固定」比率に基づき上限、下限金額内で処罰していた。今回、「違反の情状」に基づき、定められた上限、下限金額内で処罰することができると改正された。国税局は個々の案件の違反の軽重を斟酌して、法定の範囲で処罰することが出来るため、源泉徴収税額の20%の過料を科すという規定が削除された。

・期限内に申告していない、又は事実により申告していない、又は期限内に源泉徴収免除票を作成交付していない場合、NT\$1,500以上NT\$20,000以下の過料を科す。国税局の追加申告又は作成交付期限の通知を受けた後、期限内に補足申告又は作成交付していない場合、NT\$3,000以上NT\$90,000以下の過料を科す。（改正条文第111条）

・源泉徴収義務者が既に本法により源泉徴収をしたものの、第92条に規定する期限までに事実に従って源泉徴収票の申告又は源泉徴収票の作成交付をしていない場合は、再度期限を定めて申告又は作成交付を命ずるほか、NT\$1,500以上NT\$20,000以下の過料を科す。税務機関より期限を定めて源泉徴

収票の補足申告又は作成交付を命じられたものの、期限までに補足申告又は作成交付をしていない場合は、NT\$3,000以上NT\$45,000以下の過料を科す。(改正条文第114条)

- 規定の期限や規定の様式により事実に従って配当所得源泉徴収票の申告又は作成交付をしていない場合は、再度期限を定めて申告又は作成交付を命ずるほか、NT\$1,500以上NT\$30,000以下の過料を科す。税務機関より期限を定めて配当所得源泉徴収票の補足申告又は作成交付を命じられたものの、期限までに補足申告又は作成交付をしていない場合は、NT\$3,000以上NT\$60,000以下の過料を科す。(改正条文第114条之3)

五、施行日：行政院が別途定める。

KPMGの見解

今回の所得税法改正案はすでに可決されましたが、関連申告書及びシステムの法改正に合わせた変更が必要な点を考慮し、かつ源泉徴収義務者が改正後の規定を十分に理解して源泉徴収事務を行うための周知徹底が必要なため、今回の改正条文の施行日は行政院が別途定めることが明文規定されました。今回の源泉徴収制度の改正に関するKPMGの見解は以下の通りです。

- 一、源泉徴収義務者の改正：現行の《所得税法》においては、源泉徴収義務者は所得を給付する事業の責任者、機関団体の源泉徴収事務担当者等の個人でした。源泉徴収義務は実質的に法人が実施し、個人が実施するものではないため、権利義務と責任を混同する問題がありました。今回の改正により、事業者、機関、団体が給付する所得の源泉徴収義務は、法人自身が負うことになり、源泉徴収義務者の義務と責任が、行政法上の権限責任一致原

則を満たします。

- 二、非居住者の源泉徴収期限の延長：非居住者の源泉徴収税の処理期限について、居住者の源泉徴収方法を参照し、連続3日以上の日がある場合、源泉徴収税の処理期限が延長されると改正され、源泉徴収義務者の事務負担が軽減されました。
- 三、税務機関は個々の案件の違反の軽重を斟酌して、異なる程度の処罰を下す裁量権が与えられました。源泉徴収票の作成又は交付に関する罰則について、その「違反の情状」に基づき、定められた上限、下限金額内で処罰することができることと改正されました。税務機関は違反の情状の軽重、責任程度を考慮し、異なる程度の処罰を与えることが出来るため、《納税者権利保護法》第16条の精神をより確実に実行できるようになりました。

作者

税務投資部

パートナー 黃彦寶

副總經理 施淑惠



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)

F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓の6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

李 宗霖

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195

E kojitomon@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

李 美儀

協理

T +886 2 8101 6666 內線:02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794

E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374

E takuyaugajin@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2024 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富統括 / KPMG台湾

